

未登記家屋所有者変更届の添付書類

未登記家屋に関しての「所有者」は、家屋補充課税台帳に登録された方となります。所有者の変更が生じた場合は、「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要です。登記家屋と未登記家屋が混在している場合に忘れがちになるのでご注意ください。

未登記家屋所有者変更届に添付頂く書類は以下のとおりとなります。書類は原則的に原本とし、受付時にコピーをして返却を致します。なお、印鑑登録証明書は返却できませんのでご注意ください。

1. 売買・贈与による変更

書類名	備考
旧所有者の印鑑証明書	作成後3カ月以内のもの
新所有者の住民票等	新所有者の住所が確認出来るもの（町外の方）
売買契約書・贈与を証する書面	左の書類がない場合は、新所有者の印鑑証明書を添付
登記簿謄本または登記事項証明書	新所有者が法人の場合

2. 相続による変更

①遺言書による場合：公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言

書類名	備考
遺言書	公正証書遺言以外は、家庭裁判所の検認を受けたもの
遺言者の死亡を証する戸籍謄本	
新所有者の住民票等	新所有者の住所が確認出来るもの（町外の方）

②遺産分割協議書等による場合

書類名	備考
遺産分割協議書または当該未登記家屋を相続する者が決まっている旨を記載した書類	相続関係が把握できる除籍・原戸籍を含んだ戸籍謄本が含まれているもの
新所有者の住民票等	新所有者の住所が確認出来るもの（町外の方）
法定相続人全員の印鑑証明書	遺産分割協議書等に添付されている場合は不要
法定相続人が1人の場合で遺産分割協議を行わない場合は、そのことが分かる戸籍謄本等が必要。	

※被相続人の遺産分割協議書等がない場合には別途申立書を添付（新所有者の実印、印鑑証明書が必要）

3. その他の変更（改姓改名・その他）

①改姓改名

書類名	備考
所有者の戸籍抄本または住民票	（町外の方）

②その他（財産分与・代物弁済・交換・譲渡担保・共有分割等）

書類名	備考
その事実を証する契約書・協議書	

★上記添付書類が準備不可能な場合などは、下記までご相談ください。

雫石町役場 税務課 資産課税 GP
TEL 019-692-6481（直通）